

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

ひとり親世帯の方

■支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の受給者の方
 - ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- ※①に該当する対象者には、個別に通知しています。

■支給額

児童1人当たり一律5万円

■給付金の支給手続き

- ・「支給対象者」の②、③に該当する対象者は、申請が必要です。
(申請期間は、令和4年2月28日まで)
- ・申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに福祉健康課の窓口へ提出してください。
- ・給付金の支給要件に該当する方に対して、青森県で申請内容を確認して、指定口座に入金となります。



その他の世帯の方

■支給対象者

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者の方で、令和3年度分の住民税(均等割)が非課税の方
 - ②①以外の対象児童を養育されている方で、令和3年度分の住民税(均等割)が非課税の方(主に、高校生を養育されている方)
 - ③対象児童の養育をされている方で、令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- ※①に該当する対象者には、個別に通知しています。

■支給対象児童

2003年(平成15年)4月2日～2021年(令和3年)3月31日生まれの子ども(障害をお持ちの場合は2001年(平成13年)4月2日生まれ以降)

■支給額

児童1人当たり一律5万円

■給付金の支給手続き

- ・「支給対象者」の②、③に該当する対象者は、申請が必要です。
(申請期間は、令和4年3月15日まで)
- ・申請書に振込先口座などを記入して、※必要書類とともに福祉健康課の窓口へ提出してください。
- ※身分証明書、戸籍謄本または住民票、振込口座のわかるもの、給与明細など

【お問合せ】福祉健康課 介護・福祉係 担当：山崎

創業73年の信頼と実績

告知/見守端末・観光WiFi・各種ネットワーク関連など
ICTの価値あるソリューションをワンストップでご提供



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社 青森営業所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 (AQUA青森スクエアビル2F)

Tel 017-775-2031 Fax 017-774-4720

URL: <http://www.fusodentsu.co.jp> ※